

島根県報

号外第五二号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

規 則

目 次

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を (会 計 課)
改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則 (規則第五九号)

一 規則の概要

- 1 郵便振替口座のうち加入者が島根県指定金融機関の各支店であるものを削ることとした。(第四条関係)
 - 2 払込取扱票等の受入れ等の手続に関する規定を削ることとした。(第六条―第八条関係)
 - 3 郵便振替の払出しの手続に関する規定を改めることとした。(第五条・第九条・様式第二号関係)
 - 4 その他規定及び様式の整備をすることとした。(第二条・第四条・第五条・様式第一号その一・様式第一号その二・様式第一号その三関係)
- 二 施行期日
平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第五十九号

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則(昭和三十七年島根県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「特殊郵便振替」を「公金郵便振替」に、「払込票」を「払込取扱票」に改め、同条第二項中「払込票」を「払込取扱票」に、「特殊郵便振替」を「公金郵便振替」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 公金郵便振替及び郵便振替の口座番号、加入者、取りまとめ郵便局及び払込みの取扱いをする郵便局は、次のとおりとする。

一 公金郵便振替

口座番号	加入者	取りまとめ郵便局	払込みの取扱いをする郵便局
〇一四二〇一九― 九六〇〇〇一	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同 銀行本店営業部	松江中央郵便局	島根県、鳥取県、岡 山県、広島県及び山 口県内の郵便局

二 郵便振替

口座番号	加入者
〇一四二〇〇― 二五九四	島根県指定金融機関 株式会社山陰合同 銀行本店営業部

毎週火・金曜日発行

第五条中「(以下「指定金融機関」という。)」及び「(様式第一号)」を削り、「即日領収済等通知書類又は払込取扱票を当該指定金融機関の本店(以下「本店」という。)に送付」を「郵便振替法第三十八条の規定に基づく払出しの手続を」に改める。

第六条から第九条までを削る。

様式第一号その一、様式第一号その二及び様式第一号その三中「(郵便振替印)」を削り、「~~払込票兼受領証~~」を「~~払込金受領証~~」に改める。

様式第二号を削る。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)